

議案第 6 1 号

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

四万十町後期高齢者医療条例（平成 20 年四万十町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8） 広域連合条例附則第 27 条の傷病手当の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。